

# 村上市空き家バンク よくある質問

「物件を買いたい人」編

## Q1. 空き家バンクに利用登録したいのですが、どのような手続きがありますか？

A. 見学や購入をするには、まず空き家バンクに利用登録する必要があります。

次の書類をすべて提出してください。(①②はホームページからダウンロードできます。)

- ①村上市空き家バンク利用希望者登録申込書
- ②誓約書
- ③本人確認書類（免許証など）のコピー

## Q2. 空き家バンクに利用登録する際、登録料はかかりますか？

A. 空き家バンクへの登録料はかかりません。

## Q3. 物件の見学をしたいときは、どうすればいいですか？

A. 村上市役所へご連絡ください。見学日の日程調整をさせていただくので、見学を希望する日にちと時間の候補を3つほど確認しておいていただくとスムーズに進められます。

## Q4. 今日見学をしたいのですが…。

A. 申し訳ありませんが、見学を希望された当日に見学を行うことはできません。見学を希望される際は、事前に見学日の予約を行ってください。

## Q5. ホームページで「交渉中」になっている物件は見学できますか？

A. 見学は可能です。ただし、交渉は先着順でご案内しているため、見学してもすぐに交渉できません。また、先に交渉していた方が購入する場合がありますのでご了承ください。

## Q6. 見学は必ずしなければいけませんか？

A. 交渉・購入をするためには、必ず一度は見学していただく必要があります。現状を確認せずに購入するとのちのトラブルにもつながりますので、一度はご自身で現状をご確認ください。

## Q7. 空き家バンクの物件を購入して飲食店を開きたいです。

A. 空き家バンクは、移住・定住を希望される方に対して、空き家を住まいとしてご紹介している制度です。飲食店のほか、会社の事務所、社宅など、個人の住まいとして利用されない方は、空き家バンクを利用できません。

#### Q8. 希望価格は土地と建物を合わせた値段ですか？

A. 土地と建物を合わせた値段です。ただし、取引を仲介する不動産会社に対して別途仲介手数料がかかります。

#### Q9. 畑や田んぼもついでにきますか？

A. 登録物件の中には畑などの農地がついているものもあります。畑や田んぼ付きの物件は、各物件の詳細情報からご確認いただけます。

なお、農地と一緒に取得する場合は、農業委員会の許可（農地法第3条）を得る必要があります。

#### Q10. 移住する際、市からの支援制度はありますか？

A. 空き家バンクの登録物件を購入して村上市外から移住された方を対象に、物件の改修費を補助する「村上市空き家バンク移住応援補助金」があります。利用条件などがございますので、利用をお考えの方はお早めにお問い合わせください。

#### Q11. 気に入った空き家にはすぐに住めますか？

A. 家財道具の撤去や修繕が必要な物件もあります。それぞれの物件で状況が違いますので、仲介業者や市役所などにご確認ください。

#### Q12. 家財道具が残っている物件は、誰が家財道具を処分することになりますか？

A. 基本的に所有者の方が処分するものですが、物件によって違うこともあるので、詳しくは仲介業者や市役所などにご確認ください。

#### Q13. 直接交渉したいので、空き家の所有者を教えてください。

A. 所有者の情報は、空き家バンクに利用登録し、売買の交渉・契約などでその必要がある方以外には教えることはできません。

◇この他にご質問などがございましたら、下記までお問い合わせください。

**村上市 市民課 自治振興室**

TEL：0254-53-2111（内線5111）

FAX：0254-53-3840（代表）

メール：jichi-j@city.murakami.lg.jp